建設経済常任委員会審査日程(オンライン)

招集日時:令和3年3月9日(火)午前10時場 所:議事堂大会議室(オンライン開催)

※付託議案外質疑は事前に文書通告(8日午後1時まで)

1. 開議

2. 議案審査

議案番号	件名	備考
議案第14号	取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する	
->4>	条例について	一括議題
議案第15号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	
議案第16号	市道路線の認定について	
議案第18号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算 (第3号)	一括議題
議案第24号	令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算	
議案第22号	令和2年度取手市競輪事業特別会計補正予算(第2号)	一括議題
議案第28号	令和3年度取手市競輪事業特別会計予算	1口时处

3. 付託議案外質疑

4. 請願審査

整理番号	件名	備考
請願第18号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見	請願者発言
	書」採択の請願書	
請願第16号	取手駅東口喫煙所における受動喫煙防止を求める請願	
請願第17号	公共施設休業・イベント自粛で収入が減少した事業主(個人事業	
	主)への支援金に関する請願	

- 5. 取手市農業公社利用者からの御意見について(委員のみ)
- 6. 令和2年度「議会を知り・未来を語る~取手二中3年生&取手市議会~」における中学生市議から提言された事項について(委員のみ)
- 7. 当委員会における主要な調査事項「都市計画道路路線の在り方」について(委員のみ)
- 8. 散会
- ※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議案質疑・通告のあった議案外質疑に関係する原則<u>副参</u>事職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席でお願いします。

建設経済常任委員会付託議案外質疑 事前通告一覧表

令和3年第1回定例会

		<u> </u>	T/H3年第1回足例云
質疑順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	関戸 勇委 員		1 地方創生臨時交付金を活用した経済支援で、既に終了している項目について予算に対する執行状況とその後の対策についてどのように検討しているか
		市内の一定規模の公園を 災害時に利用することに ついて	1 河川の氾濫などで事前に車で避難する場合の避難場所として公園の利用が考えられることから公園の 整備が必要
		ムクドリの被害について	1 これ以上ムクドリを増やさない対策をどのように 検討しているか
2	佐藤隆治 委 員	北浦川緑地(公園)について	1 サッカーコートの利用状況と附帯整備、ゴール板の 損傷
		市道 5379 号線について	1 令和2年度改修工事の進捗状況と今後
3	入江洋一 委 員		1 現在、下高井の所で市道と丁字路になっているが今後その先の開通に伴い交差点となるが、その安全対策は 2 開通はいつになるのか 3 高井小正門入口とゆめみ野公園駐車場入口周辺道路の地盤沈下によるひび割れ段差の改修は
4	落合信太郎 委 員	714 / 12 - 11 / 2 / 1 - 2 / -	1 交通影響調査状況2 新規道路整備計画は3 今後の交通安全対策の進め方

請 願 文 書 表

令和3年第1回定例会

受付	受付		請願者	付 託
		件名		
番号	月日		(紹介議員)	委員会
1 5	2/19	保育所等での消毒・清掃の	取手市井野 2-10-14	福祉厚生
		必要経費や人員配置、慰労	田中義明	
		金など支援を求める請願	(小池 悦子)	
1 6	2/19	取手駅東口喫煙所における	取手市東 6-70-14	建設経済
		受動喫煙防止を求める請願	石井 一成 ほか19人	
			(結城 繁)	
1 7	2/19	公共施設休業・イベント自	取手市新取手 2-15-26	建設経済
		粛で収入が減少した事業主	本橋 一政 ほか12人	
		(個人事業主)への支援金	(遠山智恵子)	
		に関する請願		
1 8	2/19	「最低賃金の大幅引き上げ	茨城県東茨城郡茨城町谷田部 295	建設経済
		と中小企業支援策の拡充を	茨城県労働組合総連合	
		求める意見書」採択の請願	議長 白石 勝巳	
		書	(遠山智恵子)	
1 9	2/19	加齢性難聴者の補聴器購入	取手市戸頭 3-5-20	福祉厚生
		に対する公的補助を求める	篠田 孝光 ほか554人	
		請願	(小池 悦子)	

請願 第16号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月 1日

取手駅東口喫煙所における受動喫煙防止を求める請願

紹介議員 結城 繁

•請願趣旨

マナーからルールへ、という事で改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されました。

この法改正の趣旨は、望まない受動喫煙の防止、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや、患者等への配慮、施設の類型や場所ごとに対策を実施するなど、3点がおもな内容になっています。新たな改正法では室内での喫煙防止が強化され分煙化などにより受動喫煙防止が進みました。

しかし屋外での喫煙はどうでしょう。一昔前は「屋外ならだいじょうぶ」と思われていましたが、じっさい屋外は、隣人や通行人につながった空間であり、受動喫煙をじゅうぶん引き起こし得る空間です。

屋外であっても、喫煙所から漏れる煙で多くの人々が受動喫煙状態で、環境改善の必要があると考えられます。

この漏れるタバコの煙は風の流れによっては100m以上届きます。

特に重度のアレルギー者に対し命の危険があります。(例として私、気管支が炎症を起こし狭まり咳が襲い最終的に呼吸ができなくなる、非常に苦しく危ない。)

不特定多数の人が通行する取手駅東口の喫煙所については密閉型でないため煙が周囲に漏れて異臭、タバコの煙がまき散らされています。

しかも東口喫煙所の近くには地下通路があり西口とつながっています。

地下通路はトンネルになっているので逃げ場がなく強制的に流れてきたタバコの煙を吸いこむ事 になります。

この東口喫煙所からの受動喫煙の防止の徹底をお願いいたします。(私はもう十数年以上地下通路を使うことが出来ていません。)

煙草については「体に害があるという認識」を強く広くもたれる必要があると考えます。その害は本人にはもちろん喫煙者以外に対してはもはや傷害といえる攻撃です。また衣服などに残留する三次喫煙の害も考慮願います。

たばこ税は本来受動喫煙を防ぐためや卒煙に使われることが正しいと思います。将来の健康や非喫煙者の立場に立ってお考えいただきますようお願いします。(よく言われている吸う人と吸わない人の共存は難しいと考えます。一方的に攻撃を受ける側が我慢する構図はおかしな世界かと。完全な隔離、卒煙こそ目指す未来だと思います。)

請願事項

1 取手駅東口喫煙所及び地下通路での受動喫煙防止を徹底すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。 令和3年 2月18日

> 請願者代表 住所 茨城県取手市東6-70-14 氏名 石井 一成 ほか19人

取手市議会議長 殿

請願 第17号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月 1日

S

公共施設休業・イベント自粛で収入が減少した 事業主(個人事業主)への支援金に関する請願

紹介議員 遠山 智恵子

• 請願趣旨

新型コロナ感染の拡大は、医療・福祉、暮らしと健康、雇用と営業等あらゆる分野に深刻な影響を与えています。その影響は、大企業、中小企業に働く人々はもとより、少ない年金での生活費を補うために非正規で働く人々まで、営業と雇用・暮しの広範なところに広がっています。

感染症発症から1年経過する中で市民は緊急事態宣言などで自粛を迫られ、取手市も感染防止に公共施設の休業・使用制限、団体・個人のイベント自粛等の対策を行っています。それらの影響で減収したグリーンスポーツセンターなどいくつかの指定管理者向けに休業支援金が昨年支給されたと聞いております。第3波の感染拡大、緊急事態宣言などにより、イベント自粛や公共施設の休業等による影響はさらに厳しくなっていると思われます。

事業者への支援は、昨年春の1回限りにせず更なる支援が必要です。合わせて、昨年の休業支援金の支給対象から除かれたその他の公共施設の指定管理者および個人事業主への支援が必要だと考えます。わたくしたちは、取手市の公共施設管理に派遣された個人事業主としての雇用形態になっていますが、派遣元にも派遣された私どもにも支援金は支給されていません。取手市には、公共施設休業・イベント自粛による影響を受けているすべての事業主・個人事業主対象に支援金を以下の通り支給されることを求めます。

請願事項

- 1 公共施設の休業・イベント自粛によって影響を受けるシルバー人材センター等すべての事業者と従業員・個人事業主に対し支援金を支給すること
- 2 昨年すでに支援金を支給された事業主に再給付し、合わせて従業員への休業補償を念のため 求めること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。 令和3年 2月19日

> 請願者代表 住所 茨城県取手市新取手 2 -15-26 氏名 本橋 一政 ほか 12 人

取手市議会議長 殿

請願 第18号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月 1日

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

紹介議員 遠山智恵子

• 請願趣旨

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表します。 さて、私たちは全国労働組合総連合(全労連)をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合 総連合」(茨城労連)です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均 等待遇、最低賃金の引き上げ等の実現をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金はコロナ禍を理由に中央審議会の目安が公表されない中で、2 円引き上がり851円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給(902円)に比べて51円低く、 関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が2019年10月から1000円 を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金851円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円(ともに税、社会保険料込み)で、年額に換算すると約300万円になります。月150時間で計算すると時給が男性1687円、女性1674円になります。この結果は東京を始め他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは最低賃金を全国一律1500円にする必要があるということが明らかになりました。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることを請願いたします。

•請願事項

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を即時時給 1000 円以上に引き上げ、時給 1500 円をめざすこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

以上

令和3年2月19日

請願者

住所 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 295 氏名 茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳

取手市議会議長 殿